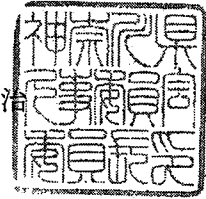




人委第134号
令和4年12月7日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県人事委員会委員長 小池 浩



条例案に対する意見について（回答）

令和4年11月25日付け神議第1794号により意見を求められました次の条例案については、異議ありません。

- 定県第102号議案 再任用に関する条例を廃止する条例のうち、企業職員に関する部分を除く部分
- 定県第109号議案 職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 定県第110号議案 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 定県第112号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 定県第113号議案 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 定県第114号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 定県第115号議案 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 定県第116号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 定県第117号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 定県第118号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 定県第119号議案 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例
- 定県第123号議案 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例のうち、次に関する部分
 - ・ 職員の特殊勤務手当に関する条例
 - ・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

（理由）

これらの条例案は、国家公務員法等の改正により国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、65歳とされることを踏まえ、地方公務員法により国家公務員を基準に定めるものとされている地方公務員の定年も段階的に65歳に引き上げるとともに、管理監督者勤務上限年齢による降任及び定年前再任用短時間勤務の制度等を設けるほか、60歳を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例等の措置を講ずるため、関係条例の廃止及び改正を行うものであり、適当と認められます。

問合せ先
総務課総務グループ
県庁内線8414